

Q & A（はじめての成年後見制度）

Q 1：成年後見制度ってどんな制度なの？

A 1：成年後見制度は、認知症，知的障害，精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について，本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで，本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には，法定後見制度と任意後見制度という2種類の制度があります。このうち，法定後見制度は，本人の判断能力が不十分になった後，裁判所によって，後見人等が選ばれる制度で，本人の判断能力に応じて，「補助」「保佐」「後見」の三つの類型が用意されています。これに対して，任意後見制度は，本人に十分な判断能力があるうちに，判断能力が低下した場合に備えて，あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に，代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておくことを可能とする制度です。

Q 2：法定後見制度を利用するとどんな利点があるの？

A 2：後見人等が，本人の意向や，心身の状態，生活の状況を考えた上で，本人の財産や，本人の身上に関して，法的な支援をしてくれます。法定後見制度の各類型（補助，保佐，後見）によって，後見人等ができる行為（これを「後見人等の権限」といいます。）に違いはありますが，たとえば，成年後見人は，次のようなことをしてくれます。

- ① 本人がどのような生活をしているか，どのくらいの財産を持っているかを調べて，本人に合った生活のしかたやお金をどう使っていくかなどを考えます。通帳や印鑑の紛失を防止するため，これらを預かったり，年金を受け取るために必要な手続を行い，預貯金を管理して，必要な支払を行ったりします。
- ② 本人を見守り，本人の思いや生活のようすを考えて，どのような支援が

必要かを考えます。本人にとって必要な介護サービスや適切な入所施設を選び、契約を結びます。

③ 本人が悪質業者にだまされて、必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合には、その契約を取り消すこともできます。

④ 本人の健康状態や暮らしぶり、財産がどのくらいあるか等について、裁判所に報告します。



Q3：法定後見制度の三つの類型ってなに？

A3：法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型があります。そして、各類型によって、後見人等の権限にも違いがあります。

	補助	保佐	後見
本人の判断能力の程度	判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	判断能力が全くない
後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項に書かれている行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項に書かれている行為の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、裁判所の許可が必要です。

Q4：後見人等は、本人のためであれば、なんでもやってくれるの？

A4：いいえ。

後見人等の権限の範囲にないことは、当然行うことができませんし、後見人の権限が制限されていることもあります。また、ことからの性質上、できないこともあります。

例えば、後見人等の権限は契約などの法律行為に限られますから、実際の介護や病院への付き添いなどの事実行為を行うことはその権限に含まれません。また、本人の身体に対する強制を伴うようなこともできず、本人の体調が悪そうだからといって、本人に手術・入院・健康診断の受診などを強制することや、施設に強制的に入所させるようなこともできません。

本人と後見人等の利害が対立するようなこと（これを「利益相反行為」といいます。例えば、本人の財産を後見人等に生前贈与することなど）については、後見人等の代理権は制限されています。後見人等が本人を公正に代理することは難しいと考えられるからです。

後見人等が、本人の借金について保証人・連帯保証人になることもできません。本人が借金を返済できず、後見人等が本人に代わって返済した場合に、法律上、後見人等は、本人に求償することができ、本人と後見人等との間に潜在的に利益相反関係が生じているといえるからです。同様の理由で、後見人等は、本人が入院や施設入所をする際の身元保証人や身元引受人になることもできません。

また、法律上、日常生活に関する行為（日用品の購入等）は、後見人が取り消すことができる行為の中には含まれていません。

さらに、性質上、本人の意思のみに基づいて行うべきこと（例えば、後見人等は行うことができません。例えば、医療行為への同意（例えば、意識不明の本人に代わって後見人等が臓器移植の同意をすることなど）や、本人の身分関係に関すること（例えば、本人に代わって、後見人等が本人の離婚手続を行うことなど）が挙げられます。



Q5：後見人等って、誰になるの？

A5：後見人等には、裁判所が、本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。後見開始の申立てをされる際に、後見人等候補者を立てることはできますが、本人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の人（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職など）が選任されることもあります。

なお、誰を後見人等を選任するかという裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

また、次の人は後見人等になることができません。

- ① 未成年者
- ② 後見人等を解任された人
- ③ 過去に破産手続開始決定を受けたが、復権をしていない人
- ④ 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- ⑤ 行方不明である人



Q6：後見人等の仕事はいつまで続くの？

A6：後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

なお、後見人等は、辞任する場合には、裁判所の許可を得る必要があります。たとえ本人の親族との軋轢がある場合でも、後見人等は、自由に辞任することはできません。

Q7：後見人等を、私の希望する他の人にしたいのだけれど…

A7：まずは、現在の後見人等が、裁判所の許可を得て辞任するか、又は現在の後見人等について、解任の申立てが認められることが必要です。辞任や解任がなされた場合には、裁判所が新たな後見人等を選任します。

本人やその親族は、後見人等に不適切な行為が見られる場合には、解任の申立てをすることができます。この場合、裁判所は調査を行い、解任事由（不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由）があると判断したときに後見人等を解任します。

したがって、例えば、親族から後見人等候補者を立てたが、後見人等に選任されなかったため、後見人等を変更してほしいという理由だけで、後見人等の解任が認められることは難しいでしょう。また、仮に解任が認められたとしても、誰を新たな後見人等に選任するかは裁判所の判断事項であり、希望が叶うとは限りません。

Q8：成年後見制度を利用するには、費用はいくらかかるの？

A8：申立費用は、鑑定がされない場合、診断書作成費用を含めて約2万円前後です。鑑定がされる場合には、さらに10万円程度加算されます。

後見人等へ支払われる報酬は、後見人等からの報酬付与の申立てに基づいて裁判所が決定します。



Q9：収入（財産）が少なくても、法定後見制度を利用できるの？

A9：利用できます。

法定後見制度は、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援するための制度であって、本人の収入（財産）の多寡にかかわらず、利用することができます。

Q10：申立ては全部自分でしないといけないの？

A10：申立てが困難な場合は弁護士に委任することができますし、申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に作成を依頼することができます。いずれも有料ですが、所得によっては法テラスの民事法律扶助制度を利用して分割で支払うこともできます。

また、自ら申立てを行う場合であっても、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会などに相談することができます。詳しいことは、市内の相談窓口にご連絡ください。



Q11：申立てをする人がいない場合はどうしたらいいの？

A11：成年後見制度の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などができますが、成年後見制度の利用が必要な状況にありながら、申立てをする人がいない場合は、市町村長が申立てを行うことができます。（老人福祉法32条，知的障害者福祉法28条，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2）。詳しくは、お近くの福祉事務所、もしくは保健センターにご相談ください。

今後の生活について
一緒に考えましょう！



後見人等は、ご本人の思いを聞き取ったり、生活の様子を見て、必要な支援を行います。

後見人等が就いた後も、ご本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、ご本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行っていきます。

〇〇さんは最近△△に
困っていて・・・。



Q & A（専門職向け）

Q 1 私の父（母）の再婚相手が後見人等を必要とする場合、私は、申立てをすることはできますか？

A 1 できます。

法律上、四親等内の親族は申立てをすることができることになっていますが（民法7条）、「親族」には、三親等内の姻族を含みます（民法725条3号）。血族の配偶者は姻族に含まれるので、父（母）の再婚相手は一親等の姻族となり、「四親等内の親族」といえることから、申立てをすることができます。

Q 2 本人が再婚している場合、本人の配偶者の連れ子は申立てをすることはできますか。

A 2 できます。

配偶者の血族は姻族に含まれるので、本人の配偶者の連れ子は、一親等の姻族となり、「四親等内の親族」といえることから、申立てをすることができます。本人と連れ子が養子縁組をしていなくとも、申立てができるという結論に変わりはありません。

Q 3 本人の養子の子（関係上は孫に相当）が後見人等を必要とする場合、本人が申立てをすることができますか？

A 3 本人の養子の子が、本人と養子が養子縁組をする前に生まれたか、後に生まれたかによって、結論が変わります。

養子の子が、本人と養子が養子縁組をする前に生まれた子である場合、本人と養子の子の間には親族関係がないため、本人が申立てをすることはできません。

他方、養子の子が、本人と養子が養子縁組をした後に生まれた子である場合、養子の子は二親等の親族となり、「四親等内の親族」といえることから、本人が申立てをすることができます。

Q 4 外国籍の人を本人として、申立てをすることができますか？

A 4 できます。

本人が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始または補助開始の申立てをすることができます（法の適用に関する通則法 5 条）。

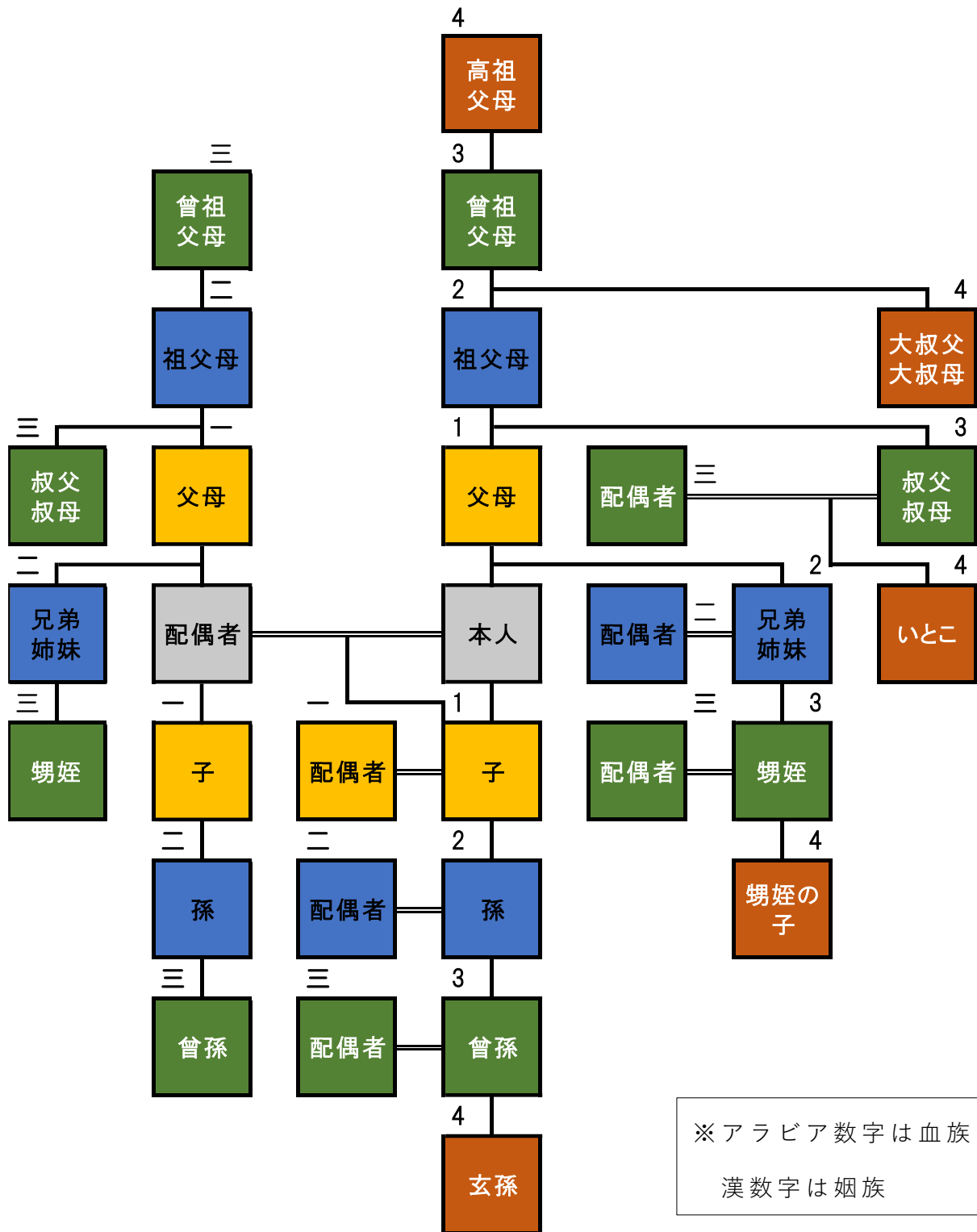
Q 5 親族の意見書はどの範囲までそろえる必要がありますか。

A 5 本人の配偶者及び子の意見書を提出してください。子がいない場合は、本人の親や兄弟姉妹などの推定相続人の意見書を提出してください。これらの親族の中に意見書を提出できない方がいる場合には、その理由を尋ねられる場合があります。

親族の意見書の提出が難しい場合には、その旨の上申書等の作成・提出をご検討ください。



申立て可能な4親等内の親族図



※アラビア数字は血族
漢数字は姻族

申立て先



大阪家庭裁判所 後見センター

〒540-0008

大阪市中央区大手前4丁目1-13

【電話番号】 06-6943-5872

(申立てセットについての問合せ専用)

【受付時間】 毎週月曜日～金曜日

(祝日、年末年始等除く)

9:00～12:00 / 13:00～17:00



大阪家庭裁判所 堺支部 後見センター

〒590-0078

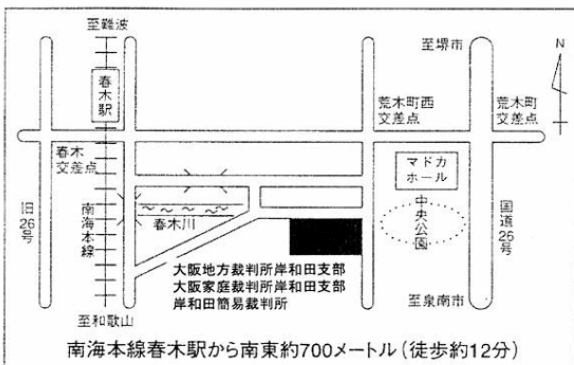
堺市堺区南瓦町2番28号

【電話番号】 072-223-8949

【受付時間】 毎週月曜日～金曜日

(祝日、年末年始等除く)

9:00～12:00 / 13:00～17:00



大阪家庭裁判所 岸和田支部 後見センター

〒596-0042

岸和田市加守町4-27-2

【電話番号】 072-441-6804

【受付時間】 毎週月曜日～金曜日

(祝日、年末年始等除く)

9:00～12:00 / 13:00～17:00

※各裁判所の管轄区域については、裏面をご覧ください。

裁判所	管轄区域（本人の住所地）
<p>大阪家庭裁判所 後見センター</p>	<p>大阪市，池田市，箕面市，豊中市，吹田市，摂津市，茨木市，高槻市，<u>東大阪市</u>，八尾市，枚方市，守口市，寝屋川市，大東市，門真市，四條畷市，交野市，豊能郡，三島郡</p>
<p>大阪家庭裁判所 堺支部 後見センター</p>	<p>堺市，高石市，大阪狭山市，富田林市，河内長野市，羽曳野市，松原市，柏原市，藤井寺市，南河内郡</p>
<p>大阪家庭裁判所 岸和田支部 後見センター</p>	<p>岸和田市，泉大津市，貝塚市，和泉市，泉佐野市，泉南市，阪南市，泉北郡，泉南郡</p>

相談窓口一覧

「ひまわり」電話相談・来館相談を、毎日行います！

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター ひまわり

所在地 〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内

毎週月～金（祝祭日除く）13:00～16:00

電話番号 06-6364-1251

【相談費用】

電話相談：無料

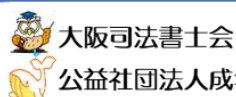
来館相談：原則有料

（法テラスの資力要件に該当する場合は、無料）

【ご利用いただける方】

高齢者・障がいのある方

ご家族や、支援者からの権利擁護（成年後見など）や
法律問題全般（借金問題・家族問題など）もお聞きし
ています。



大阪司法書士会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部



成年後見制度や高齢者・障害者の財産管理などについて、
司法書士が無料で相談に応じます。

【電話相談（予約不要）】

相談日時：月～金（祝日除く）13:00～16:00

電話番号：06-4790-5656

【面談相談（予約不要）】

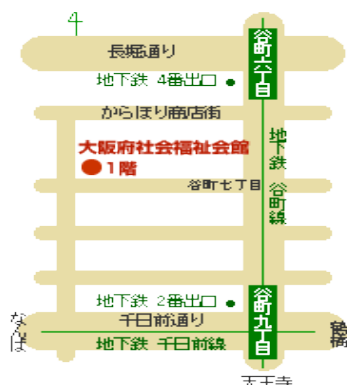
相談日時：毎週木曜日（祝日除く）

13:00～16:00（受付は 15:30 まで）

電話番号：06-4790-5643

相談会場：〒540-0019 大阪市中央区和泉町 1-1-6
大阪司法書士会館

大阪社会福祉士会では従来各種機関への相談員の派遣事業を行ってきましたが、2004年3月1日、相談センター（愛称：ぱあとなあ）を開設し、相談援助の専門職団体として、広く府民の方々を対象として、福祉に関する相談活動を行っています。



地下鉄谷町線「谷町六丁目」下車 ◎番出口から徒歩5分
地下鉄谷町線「谷町九丁目」下車 ◎番出口から徒歩10分



公益社団法人 大阪社会福祉士会

相談センター（愛称：ぱあとなあ）

〒542-0012

大阪府中央区谷町7丁目4番15号

大阪府社会福祉会館内（1階）

まずはお電話ください。

電話

相談予約受付（月～金曜日）

午前10時～午後6時

Tel 06-4304-2727

Fax 06-4304-2773

■相談者の秘密は守ります

■相談者の権利擁護の視点からご相談をお受けします。

■福祉に関することでしたらどんなことでも社会福祉士にお任せください。

大阪府行政書士会

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部
大阪市中央区南新町一丁目3番7号
<https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp>
<http://cosmos-osaka.com>

【コスモスおおさかによる相談】

予約申込先：06-6943-7517
月～金（祝祭日を除く）9:00～17:00
ご予約いただければ、ご希望の場所に訪問して相談に応じます
（土曜日の訪問も対応可能です）。

また、来館による相談も可能です（来館は平日のみ）。

相談費用、出張費用は無料です。



【定期無料相談】

大阪府行政書士会では第1・第3水曜日に遺言・相続、
成年後見に関する無料相談会を開催しております。

予約は不要です。直接来館ください。

相談時間：13:00～15:00（最終受付14:45）

電話番号：06-6943-7501

相談費用：無料



近畿税理士会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6886 URL: <http://www.kinzei.or.jp/>



《成年後見支援センター》

相談内容：成年後見制度に関すること 相談料：無料

開設日時：毎週水曜日（祝日、年末年始等を除く）

10:00～12:00 / 13:00～16:00

電話相談：0120-40-7373（通話料無料）へお電話ください。

面談相談：事前予約制とし、ウェブ会議システムを利用した面談相談を実施しております。

予約申込先⇒06-6941-6886

《もしもし税金相談室》

相談内容：税金に関すること 相談料：無料

開設日時：平日（土日・祝祭日、夏期、年末年始は休室）・10:00～16:00

相談方法：050-888-0033 へお電話ください。